兵庫県公報

平成26年9月2日 火曜日 第 2625 号

発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示 被災者生活再建支援法の対象となる自然災害(復興支援課) 平成26年度砂利採取業務主任者試験の実施(工業振興課) 土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課) 保安林の指定(豊かな森づくり課) 臨港地区の指定における区域の案の縦覧(港湾課) 臨港地区の分区の指定(同) 道路の位置指定(建築指導課) 同 上(同)	1 1 2 3 4 4 5 6
公 告 ○ 入札公告(管理課) ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(建築指導課) ○ 入札公告(県立工業技術センター) 公安委員会告示 ○ 警備員指導教育責任者講習の実施 ○ ○ 地域交通安全活動推進委員の委嘱 ○	6 9 9

兵庫県告示第777号

平成26年8月17日、丹波市の区域内において発生した平成26年8月16日からの大雨による災害を被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)の対象となる自然災害とする。

平成26年9月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第778号

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、平成26年度砂利採取業務主任者試験を次の とおり実施する。

平成26年9月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時

平成26年11月14日(金)午前10時から正午まで

2 試験場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館 3階会議室304

- 3 試験科目
 - (1) 砂利の採取に関する法令事項
 - ② 砂利の採取に関する技術的な事項
- 4 受験手続
 - (1) 提出書類

ア 受験願書 1通

用紙は、兵庫県ホームページ (http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie07/ie07_000000003.html) からダウンロードできるほか、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、県土整備部土木局河川整備課及び各県

民局・県民センター商工労政担当課・土木事務所・尼崎港管理事務所・姫路港管理事務所並びに姫路市 役所家島事務所にてダウンロードしたものを配布する。

イ 写真 1枚

縦11センチメートル、横9センチメートルの手札形とし、出願前6ヶ月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

ウ 返信用封筒 1枚

定形封筒(長形 3 号、120 ミリメートル×235 ミリメートル)に82円分の切手を貼り、宛先を明記したもの。

(2) 受付期間

平成26年10月1日(水)から同月17日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

なお、郵送の場合は簡易書留とし、平成26年10月17日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり支援班

(4) 手数料

7,600円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。 なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。

5 合格者の発表

平成26年11月末までに試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、工業振興課前の廊下に掲示する。

6 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり支援班

電話(078)341-7711 内線2245

(078) 362-4159 (直通)

兵庫県告示第779号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

^^^^^

平成26年9月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

中郷土地改良区

— —			
退任役員			
役員の区分	氏	名	住所
理 事	岩 佐	當久	豊岡市中郷1595番地
同	河 本	弘 美	同 市中郷1591番地
同	丸 岡	正 夫	同 市中郷1706番地
同	新 田	義孝	同 市中郷1491番地
同	河 本	智司	同 市中郷7番地の1
同	西 垣	芳 昭	同 市中郷1668番地
同	森本	富 男	同 市中郷1677番地
同	武 中	均	同 市中郷1613番地の1
監 事	前 野	健 二	同 市中郷1326番地
同	森	正 行	同 市中郷1641番地
就任役員			
役員の区分	氏	名	住所
理 事	岩 佐	當久	豊岡市中郷1595番地
同	丸 岡	正 夫	同 市中郷1706番地
同	河 本	弘 美	同 市中郷1591番地
同	森本	富 男	同 市中郷1677番地
同	武中	均	同 市中郷1613番地の1

同	新田	義	孝	ľ	司	市中郷1491番地
同	河 本	智	司		司	市中郷7番地の1
同	西垣	- 芳	昭		司	市中郷1668番地
監事	斎 藤	秀	樹		司	市中郷711番地の1
同	森	敏	宏		司	市中郷1697番地
荒原土地改良区						
退任役員						
役員の区分	氏	4	占			住 所
理事	岡本		熙	<u>!</u>	豊岡	別市香住665番地
同	村 尾	好	彦	ſ	司	市長谷850番地
司	田中	壽	仁	[司	市香住664番地
同	長谷川	洋	_	[司	市長谷434番地
司	足 野	政	美	[司	市香住484番地
同	太 田	克	己	[司	市香住1166番地の1
同	澤田	紀	昭	[司	市香住678番地
同	長谷川		豊	[司	市長谷1096番地
司	美 藤	晴	仁	[司	市長谷830番地の3
監事	宇 野	金	市	[司	市香住971番地
同	村 尾		博	ſ	司	市長谷530番地
同	村 尾	良	則	[司	市長谷409番地
就任役員						
役員の区分	氏	4	Ż			住 所
理事	村 尾	良	則	<u> </u>	豐岡	別市長谷409番地
同	足 野	政	美	ſ	司	市香住484番地
同	長谷川		豊	ľ	司	市長谷1096番地
同	長谷川	洋	_	ľ	司	市長谷434番地
同	太 田	克	己	ľ	司	市香住1166番地の1
同	美 藤	博	之	ľ	司	市長谷488番地
司	澤田	紀	昭	ſ	司	市香住678番地
同	澤田	仁	克	ľ	司	市香住908番地の1
同	村 尾	久	司	ľ	司	市長谷532の3番地
監事	田中	壽	仁	ľ	司	市香住664番地
同	美 藤	晴	仁	ľ	司	市長谷830番地の3
同	田中		昇	ľ	司	市香住530番地
\\\\\	^	~~~	·///	·///	~ ~	·///

兵庫県告示第780号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。 平成26年 9 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

神崎郡神河町上小田字上ノ山911の28、911の34、911の37

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ② 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び神崎郡神河町役場に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第781号

港湾法(昭和25年法律第218号)第38条第1項の規定により、臨港地区の指定を行うに当たり、同条第3項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この指定に関して利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、この案について国土交通大臣に 意見を申し出て、臨港地区の区域の案の変更を港湾管理者に求めることを請求できる。

平成26年9月2日

都志港港湾管理者 那家港港湾管理者 江井港港湾管理者 山田港港湾管理者 兵庫県 代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 臨港地区の名称

都志港臨港地区、郡家港臨港地区、江井港臨港地区、山田港臨港地区

- 2 臨港地区の区域
 - (1) 都志港臨港地区 淡路市都志万歳(地先を含む。)
 - 淡路市都志万歳(地先を行る)(2) 郡家港臨港地区

淡路市郡家 (地先を含む。)、郡家1352番から1358番まで、313番3から313番5まで、313番9から313番 12まで

③ 江井港臨港地区

淡路市江井 (地先を含む。)

⑷ 山田港臨港地区

淡路市明神(地先を含む。)

3 臨港地区の案の縦覧期間 平成26年9月2日から同月16日まで

4 縦覧場所

兵庫県県土整備部土木局港湾課及び淡路県民局洲本土木事務所

兵庫県告示第782号

港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により、臨港地区内における分区を次のとおり指定する。 なお、関係図書は、兵庫県県土整備部土木局港湾課及び淡路県民局洲本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

^^^^^

平成26年9月2日

岩屋港港湾管理者 淡路交流の翼港港湾管理者 浦港港湾管理者 津名港港湾管理者 室津港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 臨港地区の名称
 - 淡路都市計画臨港地区
- 2 分区の区分及び土地の区域
 - (1) 淡路都市計画臨港地区岩屋港臨港地区

分区の区分	土地の区域
商港区	淡路市岩屋(地先を含む。)、岩屋字波止925番25から925番33まで
漁港区	淡路市岩屋(地先を含む。)

(2) 淡路都市計画臨港地区淡路交流の翼港臨港地区

分区の区分	土地の区域
マリーナ港区	淡路市楠本字ユスノ木2267番10
修景厚生港区	淡路市楠本字ユスノ木2267番10、字垂井375番11、2131番6及び2131番9

③ 淡路都市計画臨港地区浦港臨港地区

分区の区分	土地の区域
商港区	淡路市浦(地先を含む。)
漁港区	淡路市浦(地先を含む。)

⑷ 淡路都市計画臨港地区津名港臨港地区

分区の区分	土地の区域
商港区	淡路市志筑(地先を含む。)、志筑字南浜3111番15、3111番56から3111番57まで、3111番60から3111番61まで及び3111番88、志筑字北3519番8、3519番12から13、志筑新島(地先を含む。)、生穂新島(地先を含む。)、生穂新島1番1から1番9まで、2番1から2番7まで、3番1から3番6及び4番1から4番14まで、大谷(地先を含む。)
漁港区	淡路市志筑(地先を含む。)、志筑字南浜3111番56から3111番57まで、佐野(地先を含む。)、塩尾(地先を含む。)
マリーナ港区	淡路市志筑(地先を含む。)、志筑新島(地先を含む。)
修景厚生港区	淡路市志筑(地先を含む。)、大谷(地先を含む。)

⑤ 淡路都市計画臨港地区室津港臨港地区

分区の区分		土地の区域
漁港区	淡路市室津(地先を含む。)	

兵庫県告示第783号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図書は、東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成26年9月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H25東播位置 0001号	26. 8. 18	加古郡播磨町古宮字願満寺367番の一部	6.00	34. 95

兵庫県告示第784号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成26年9月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H25西播位置 0013号	26. 8. 19	宍粟市山崎町千本屋字宮ノ段42番1の一部、 43番の一部	6.00	116. 89

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 平成26年9月2日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

平成26年度(下半期11月~3月) 用品単価契約【PPC用紙(B4、A3、A4)】

② 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

③ 契約期間

平成26年11月1日(土)から平成27年3月31日(火)まで

⑷ 納入場所

本庁各課室及び県の各地方機関

(5) 入札方法

入札金額は規格別予定数量に単価を乗じた額の全規格総価額で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- ③ 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けてい

ない者であること。

- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

- (1) 書面による入札
 - ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 大谷

電話 (078) 341-7711 内線4946 FAX (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付 期間

平成26年9月2日(火)から同月16日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

ウ 入札・開札の日時及び場所

平成26年10月14日(火)午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成26年10月10日(金)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

② 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成26年9月2日(火)午前9時から同月16日(火)午後4時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 入札の日時

平成26年10月6日(月)午後5時から同月14日(月)午後2時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1) ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成26年9月3日(水)から同月29日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(持参の場合は、午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、平成26年9月3日(水)から同月16日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、9月16日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

- ウ 提出書類
 - (7) 仕様確認申込書
 - (4) 仕様に適合していることを確認できる製品カタログ等
- エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成26年10月6日(月)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1) ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

③ 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の108)の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年10月9日 (木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険 契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

③ 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件
 - ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか又は電子入札をすること。
 - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成26年10月29日 (水)まであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。 なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)。
 - キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。 なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
 - ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと (電子入札を除く。)。
 - ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

- 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
 - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased: PPC Recycled Paper (B4, A3, A4)
- (3) Delivery period: From November 1, 2014 through March 31, 2015
- (4) Delivery place: Hyogo Prefectural Government and Region Office
- (5) Deadline for the submission of tender application forms: September 16, 2014
- (6) Deadline for tender:

14:00 October 14, 2014 by direct delivery, electronic bidding system;

17:00 October 10, 2014 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Otani, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078) 341-7711 extension 4946

FAX (078) 362-3928

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^^^^^^^

平成26年9月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町古田1丁目605番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古郡播磨町古田2丁目24番20号

中元啓一

3 許可年月日及び許可番号

平成26年4月21日

兵庫県指令東播(加土)(建)第1-1号(26播磨)

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 平成26年9月2日

^^^^^^^

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 上 田 完 次

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量

分析走査電子顕微鏡(未使用品)の購入 一式

② 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成27年3月13日(金)

⑷ 納入場所

県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 一般競争入札参加資格
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿 に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等
 - (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒654-0037 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号

県立工業技術センター総務課 担当 大谷

電話 (078) 731-4192

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間 平成26年9月2日(火)から同月22日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 午前9時から午後4時まで(午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成26年10月15日(水)午後2時 県立工業技術センター 技術交流館2階セミナー室Ⅱ

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成26年10月14日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

- 4 入札者に求められる義務
 - (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次の書類を平成26年9月22日(月)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

応札予定機種の仕様書(本体のメーカー名と型番は必ず記載し、当センター仕様書の各項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。)及びカタログ、サポート、メンテナンス、アフターサービス等が分かる書類(様式は任意)

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。
- 5 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の108)の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年10月10日 (金)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険 契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

③ 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件
 - ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
 - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成26年10月24日 (金)まであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でかいこと
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。 なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
 - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

- 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
 - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Kanji Ueda, Director of Hyogo Prefectural Institute of Technology

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Scanning Electron Microscope (equipped) with an Energy Dispersive x-ray Spectrometer

- (3) Delivery period: March 13, 2015
- (4) Delivery place: Hyogo Prefectural Institute of Technology
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 September 22, 2014

(6) Deadline for tender:

14:00 October 15, 2014 by direct delivery

17:00 October 14, 2014 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr.Ohtani, Management Division, General Affairs Department, Hyogo Prefectural Institute of Technology,

3-1-12 Yukihira-cho, Suma-ku, Kobe, Hyogo 654-0037

TEL (078) 731-4192

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第277号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成26年9月2日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
 - (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「運搬警備業務」という。)

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成26年10月7日(火)から同月15日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の6日間

イ 追加取得講習

平成26年10月10日(金)から同月15日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の3日間

③ 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、10月15日(水)に修了考査(新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分)を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で30人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

- ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第 4条に規定する1級の検定(運搬警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)の合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1 年以上運搬警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)の合格証の交付を受けている者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1 年以上運搬警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(運搬警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、 継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者
- オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの
- 4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成26年9月8日(月)から同月19日(金)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時30分まで)

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)の警備業担当係

- 6 申込時の提出書類
 - (1) 新規取得講習を受講しようとする者
 - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
 - イ 次に掲げるいずれかの書面
 - (7) 前記3の(1)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
 - (イ) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
 - (f) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

- (I) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
- (オ) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び当該警備業務に従事 していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- ② 追加取得講習を受講しようとする者
 - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
 - イ 指導教育責任者資格者証等の写し
 - ウ 次に掲げるいずれかの書面
 - (7) 前記3の(2)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の 作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
 - (4) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
 - (f) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
 - (ゴ) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
 - (対) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- 7 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書 (警備業法令集等)

- 9 その他
 - (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
 - (2) 申込みは、原則として、受講者本人が行うものとする。
 - ③ 郵送による申込みは、受け付けない。
 - (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
 - (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
 - (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人 兵庫県警備業協会において配布する。
- 10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

- 一般社団法人兵庫県警備業協会
- 11 間合せ先
 - (I) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
 - (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話 (078) 341-7441 内線3046
 - ③ 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166

兵庫県公安委員会告示第278号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29第1項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号)第1条第2項の規定により公示する。

^^^^^^

平成26年9月2日

兵庫県公安委員会 委員長 橋 本 猛 伸

1 平成26年8月4日付けで委嘱をした者

氏 名		連	絡	先	活	動区域
谷﨑謙	台 明石	警察署(078)92	22-0110		明石警	察署の管轄区域

2 平成26年8月6日付けで委嘱をした者

氏	名	連	絡	先	活動	功 区 域
徳 本	修	須磨警察署 (078) 733	1-0110		須磨警察署	署の管轄区域

3 平成26年8月4日付けで委嘱を解いた者

氏 名	活 動 区 域
梅谷柴一	明石警察署の管轄区域